

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	標識移転等の承諾
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 7 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 7 条第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 市町村長は、緑地保全地域に関する都市計画が定められたときは、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が緑地保全地域である旨を明示しなければならない。</p> <p>2 何人も、1 の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 0 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別緑地保全地区における標識移転等の承諾（第 7 条第 3 項準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 13 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 7 条第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 市町村長は、緑地保全地域に関する都市計画が定められたときは、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が特別緑地保全地区である旨を明示しなければならない。</p> <p>2 何人も、1 の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別緑地保全地区における行為の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 14 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 14 条第 1 項・第 2 項・第 9 項 都市緑地法施行令第 2 条、第 3 条、第 6 条 都市緑地法施行規則第 3 条、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、町長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、政令第 3 条に定める行為、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築</p> <p>(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>(3) 木竹の伐採</p> <p>(4) 水面の埋立て又は干拓</p> <p>(5) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積とする。</p> <p>2 町長は、1 の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>3 次に掲げる行為については、1 及び 2 は適用しない。</p> <p>(1) 首都圏保全法第 4 条第 1 項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為</p> <p>(2) 近畿圏保全法第 8 条第 4 項第 1 号の政令で定める行為に該当する行為</p> <p>(3) 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為</p> <p>(4) 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為</p> <p>(5) 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為</p> <p>(6) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築</p> <p>イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築</p>

- ロ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築又は増築
- ハ 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築
- (1) 国又は地方公共団体（港湾法 に規定する港務局を含む。）が公共的目的をもって表示し、又は掲出する屋外広告物
- (2) 日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は営業等のためにやむを得ない次に掲げる屋外広告物
- ① 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する停留所標識（案内標識を含む。）
- ② 事業のために自己の住所、事業場又は停留所において、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業の内容を表示する屋外広告物（前号に掲げるものを除く。）で、当該住所、事業場又は停留所ごとの表示面積の合計が 0.3 平方メートル以下であり、かつ、高さが 3 メートル以下であるもの
- ③ 土地又は物件の管理のために当該土地又は物件に表示し、又は掲出する屋外広告物で、当該土地又は物件ごとの表示面積の合計が 0.3 平方メートル以下であり、かつ、高さが 3 メートル以下であるもの
- ④ 講演会、展覧会、音楽会等のために当該会場の敷地内において表示し、又は掲出する屋外広告物で、当該会場の敷地ごとの表示面積の合計が 1 平方メートル以下であり、かつ、高さが 3 メートル以下であるもの
- ニ その他の工作物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが 1.5 メートルを超えるものを除く。）
- (7) 面積が 10 平方メートル以下の土地の形質の変更（高さが 1.5 メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。）
- (8) 次に掲げる木竹の伐採
- イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ニ 仮植した木竹の伐採
- ホ 高さが 15 メートル以下の独立木（1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.5 メートルを超えるものを除く。）の伐採
- へ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (9) 面積が 10 平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (10) 面積が 10 平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（高さが 1.5 メートルを超えるものを除く。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
- (1) 建築物の新築、改築又は増築
- (2) 建築物以外の工作物（次に掲げるものを除く。）の新築、改築又は増築
- ① 道路（私道を除く。）から容易に望見されることのない物干場又は当該建築物の高さを超えない高さの物干場
- ② 消火設備
- ③ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 3 号に規定する建築設備（消火設備及び当該建築設備を必要とする建築物の屋根の

	<p>最上端からの高さが2メートルを超えるもの（避雷針を除く。）を除く。）</p> <p>④ 受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの</p> <p>⑤ 旗ざおその他これに類するもの</p> <p>⑥ 地下に設ける工作物（建築物を除く。）</p> <p>⑦ 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）</p> <p>(3) 高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更</p> <p>(4) 高さが5メートルを超える木竹の伐採</p> <p>(5) 高さが1.5メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積</p> <p>ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(1) 建築物の新築、改築又は増築（特定新築等を除く。）</p> <p>(2) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置</p> <p>(3) 宅地の造成（特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾</p> <p>(4) 森林の皆伐又は択伐（林業を営むために行うものを除く。）</p> <p>(5) 水面の埋立て又は干拓</p> <p>ニ 森林法第34条第2項の許可を受けて行う行為</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>90日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	地区計画等緑地保全条例に基づく制限を受ける区域内における行為の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 20 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 14 条第 1 項・第 2 項・第 9 項、第 20 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 市町村は、地区計画等（都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画をいう。）、防災街区整備地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 32 条第 2 項第 2 号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 9 条第 2 項第 1 号に規定する沿道地区整備計画をいう。）若しくは集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 5 条第 3 項に規定する集落地区整備計画をいう。）において、現に存する樹林地、草地等（緑地であるものに限る。）で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 31 条第 2 項第 1 号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。）において、現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致（同法第 1 条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項が定められている区域（同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区域」という。）に限り、特別緑地保全地区を除く。）内において、条例で、当該区域内における 4 に掲げる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づく条例（以下「地区計画等緑地保全条例」という。）には、併せて、市町村長が当該樹林地、草地等の保全のために必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる旨を定めることができる。</p> <p>3 地区計画等緑地保全条例による制限は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、良好な居住環境の確保（第 1 項（歴史的風致維持向上地区整備計画区域に係る部分に限る。）の規定に基づく条例による制限にあつては、歴史的風致の維持及び向上並びに良好な居住環境の確保）及び都市における緑地の適正な保全を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。</p>

	<p>4 地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築</p> <p>(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>(3) 木竹の伐採</p> <p>(4) 水面の埋立て又は干拓</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>5 市町村長は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>6 次に掲げる行為については、4及び5の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 首都圏保全法第4条第1項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為</p> <p>(2) 近畿圏保全法第8条第4項第1号の政令で定める行為に該当する行為</p> <p>(3) 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為</p> <p>(4) 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為</p> <p>(5) 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為</p> <p>(6) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>90日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	標識移転等の承諾
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 21 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 7 条第 3 項、第 21 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1 市町村長は、緑地保全地域に関する都市計画が定められたときは、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域である旨を明示しなければならない。 2 何人も、1 の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	緑化率の最低限度の例外の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 35 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 35 条第 3 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 都市緑地法第 35 条第 3 項各号の規定により、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの (2) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの (3) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	90 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	一団地又は区域を一の敷地とみなすことによる緑化率の最低限度の許可（第 35 条第 3 項準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 36 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 35 条第 3 項、第 36 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 建築基準法第 86 条第 1 項から第 4 項まで（これらの規定を同法第 86 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして法第 35 条の規定を適用する。 都市緑地法第 35 条第 3 項各号の規定により、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの (2) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの (3) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	90 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	緑化施設の工事の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 43 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 43 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により工事の完了の日までに緑化施設に関する工事（植栽工事に係るものに限る。）を完了することができない場合においては、町長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	緑地協定の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 45 条第 4 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 47 条第 1 項 都市緑地法施行規則第 13 条、第 14 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>都市緑地法第 47 条第 1 項の規定により、次のいずれにも該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第 45 条第 2 項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準（都市緑地法施行規則第 13 条）に適合するものであること。</p> <p>(4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準（都市緑地法施行規則第 14 条）に適合するものであること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 4 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	緑地協定の変更の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 48 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項 都市緑地法施行規則第 13 条、第 14 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>都市緑地法第 48 条第 1 項の規定により、次のいずれにも該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 都市緑地法第 48 条第 1 項の規定により、緑地協定区域内における土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）の全員の合意があること。</p> <p>(2) 都市緑地法第 48 条第 2 項により準用する同法第 47 条第 1 項の規定により、次のいずれにも該当するとき。</p> <p>① 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>② 土地の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>③ 第 45 条第 2 項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準（都市緑地法施行規則第 13 条）に適合するものであること。</p> <p>④ 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準（都市緑地法施行規則第 14 条）に適合するものであること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	緑地協定の廃止の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 52 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 52 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 緑地協定区域内の土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）の過半数の合意があること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	一人緑地協定の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 54 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 47 条第 1 項、第 54 条第 1 項・第 2 項 都市緑地法施行規則第 13 条、第 14 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>次のいずれにも該当する場合で、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。</p> <p>(1) 都市緑地法第 54 条第 1 項の規定により、都市計画区域内における相当規模の一団の土地（都市緑地法第 45 条第 1 項の政令で定める土地を除く）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないこと。</p> <p>(2) 都市緑地法第 54 条第 2 項の規定により、申請が都市緑地法第 47 条第 1 項の各号に掲げる次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>② 土地の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>③ 第 45 条第 2 項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準（都市緑地法施行規則第 13 条）に適合するものであること。</p> <p>④ 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準（都市緑地法施行規則第 14 条）に適合するものであること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	緑化施設整備計画の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 61 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 60 条、第 61 条 都市緑地法施行規則第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緑化地域又は緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区内の建築物の敷地内において緑化施設を整備しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該緑化施設の整備に関する計画（以下「緑化施設整備計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。 2 緑化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積 (2) 整備する緑化施設の概要、規模及び配置 (3) 緑化施設の整備の実施期間 (4) 緑化施設の整備の資金計画 (5) 既存の緑化施設の概要、規模及び位置 3 市町村長は、1 の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る緑化施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、緑化施設整備計画の認定をすることができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地面積が、500 平方メートル（緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内においては、300 平方メートル）以上であること。 (2) 緑化施設（植栽、花壇その他の樹木及び芝その他の地被植物に限る。）の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、20 パーセント以上であること。 (3) 緑化施設整備計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。 (4) 緑化施設の整備の実施期間が、緑化施設整備計画を確実に遂行するため適切なものであること。 (5) 緑化施設整備計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 4 3 (2) の緑化施設の面積は、樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面が樹木の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積（建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設にあつては、緑化施設

	<p>が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に1メートルを乗じて得た面積) (工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則 (同法第4条の2第1項の規定により同項に規定する都道府県準則が定められた場合又は同条第2項の規定により同項に規定する市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則を含む。) に適合するために必要な同法第4条第1項第1号に規定する緑地の面積を除く。) の合計とする。国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 90日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	緑化施設整備計画の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市緑地法第 62 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 62 条第 1 項 都市緑地法施行規則第 24 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>緑化施設整備計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた緑化施設整備計画（以下「認定計画」という。）の変更（緑化施設の整備の実施期間の 2 月以内の変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>90 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日